

・ 設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

☐ 階数が 3 以上で床面積の合計が 5000 ㎡を超える建築物の設備設計

(該当であればチェックをしてください。)

・ 建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

建築士の業務範囲			木造			木造以外			
高さ、階数			平屋建	2 階建	3 階建	高さ＞13m 軒高＞9m	高さ≦也 13m		高さ＞13m 軒高＞9m
							軒高≦9m		
							平屋又は 2 階建	3 階建 以上	
延べ面積 ㎡	30 以下		☐ 誰でも			☐ 構造 一級	☐ 誰でも		☐ 一級 (法 20 条一号又は二 号は構造一級)
	30＜ ≦100						☐ 二級		
	100＜ ≦300		☐ 木造						
	300＜ ≦500		☐ 二級						
	500＜ ≦1000	一般					☐ 一級 (法 20 条二号は構造一級)		
		特殊							
	1000 超える	一般	☐ 二級						
		特殊							

特殊：学校、病院、劇場、映画館、公会堂、集会場（オーディトリウムを有する）、百貨店で延べ 500 ㎡超

構造一級：構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築：増改築の場合は延べ面積は、増改築にかかる部分で見る。

法 20 条一号：高さが 60m を超える建築物

法 20 条二号：高さが 60m 以下の建築物で以下に該当するもの

- ☐ ①木造の建築物（高さ 13m 超又は軒高 9m 超）
- ☐ ②鉄筋コンクリート造の建築物（高さ 20m 超）
- ☐ ③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物（高さ 20m 超）
- ☐ ④鉄骨造の建築物（4 階建以上、高さ 13m 超又は軒高 9m 超）
- ☐ ⑤補強コンクリートブロック造の建築物（4 階建て以上）
- ☐ ⑥国土交通大臣が指定する建築物（平成 19 年国土交通省告示第 593 号）

